通信全覧二編

類輯六十三

百五十五

六百八十九

内閣文庫		
番號	和	33005
冊數	303	(272)
函號	184	271

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり
綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

類輯巻之六十三

孛國條約往翰之六

申 十二月廿一日

千八百六十年第十二月廿九日江戸ニ於て孛漏生使節

翰より差出す

八番

安藤對馬守台下ニ呈ス

余曩ニ台下と会合せし時ニおゐて台下余ニ

次の件を告たり

大君殿下は唯ニ孛漏生とのみ條約を結ふ

事を命し獨り之を以て日本政府よりこれを自

餘の獨逸同盟諸國ゴロートヘルトクドムメクレン

ビユルグル「スクウヱーリツツ」及ひ「メクレンビユルグス
トレリツツ」并に三箇の「ハンセステーデン」にて約定
を為し済すと
余ハ字漏生国王殿下の使節等ハ日本政府
と字漏生之条約を定めんとするを以て
余此条約の許可あらん事を欲するに依て
来て
大君殿下より命せられたる全権と之を始
めたりし

然るに余礼儀を備へ證書にて全権尚一二の下
件を注目し猶予せん事を請さるを得ず余を
字漏生及ひ上に云ふ諸国も同時に条約を
定めたれば日本の港を開くることを思へり其故
に今条約を日本と結ひ済ざる此時より
為に使節を遣り条約をとりむすばん事を要
するを即今より予見すべし
此般の使節に条約を為す事を拒むとも
日本政府に於て随意たるべし　然れども

右規則に拠らざるは実に快からざることゝなり
而して又此諸国の政府未だ日本に於て
民心新に疑懼すべし
是故に余ハ今日本において此の機会を以て
北独逸国一統を落着せしむる事の好機を思ひ
乞下余に告るに日本政府にても他国と交接
之条約を結ぶの旨趣なく民心を安んぜしむる
の時期を待ち数年の後再び新たに条約を結
ぶを以てす 此時期既に至る時ハ日本政

府は自余の同盟諸国並にゴロートヘルトフ
ドムメクレンビュルグ」「メクレンビュルグ」「スクウエリツワ」「メクレンビ
ュルグストレリツワ」及ひ三箇の「ハンセステーデン」にて
條約を結ぶを拒まざるべし 彼已に其時に至
ても此諸国も各「ヂプロマチーケアゲント」及び
開きたる諸港に「コンシユル」を置くの事理なる
べし 後日に本条約を定むる時ハ定て当今協定
の「ヂプロマチーケアゲント」よりして悉く之を兼帯
各港に一人の「コンシユル」にて足れるなるべし

方今余日本の為ニ懇切ニ存候所ニ御座候
尚此末永無事ニ御交り候様致度、之を
大君ニ達白被下候ことを請ふ　恐惶敬白

ガラーフ　フハンヲイレンブルグ　手記

ハセイ　ヒウスケン　正訳

中
十二月朔日ニ来ル

孛漏生特派使全権ミニストル

エキセルレンシー

カラーフ　フハンオイレンビユルグニ

当年十二月廿九日附之書簡落手せり独逸同盟
各国と即今条約取結ひ方我国将来之為都合
も可宜哉見込之趣を承り錬て熟考致候得共
右者先般貴国江話置候事ニ而今般之段
を以前もくろみ滞留中ニ且両都并港を

聞く所にては国条を省きて条約可致抔との
議氏方之論有之由にも承り候得共
廉ニも相成候哉全かぎり條約可致抗にて候也
其上名目ニおいて交易種遂の条々を取結ひ候て条約
を結候へ共しかし即大に民心相背き候処稀には
交易いたし候より何分難相成候由の事ニて中々
事にも承り候処其子細論説も有之候へ共
候ハ解いたし候其の同盟之者共申合の條
相成候へハいつれも此は難して聞き込み居て通

尤有之候は右之書面之趣氏ニ猶其旨諾候
萬延元申年十二月朔日　安藤對馬守

茅指之

申十一月廿三日於様退所播磨殿御所於常盤井殿門
九仲家偏出次郎右衛門對給之間

一 今日七條殿々奉ル言 西極中知ル

一 於松ノ木 於顕殿

比時渓務出西伝州家文請ル両当也

一 於場

唯今条殿書写ル上

一 条殿号十条之阿保常輪出之

禁裏附ゟ申渡之趣別紙有之則相
並右奉行被存候
一 於京都ニ而通り候訴訟人之節ニ茂急度可申遣
之事ニ候
一 条約中之程ヶ月之内之者書ニ而申含候
きりの義ニ付訴之於京都ニ趣も申上候事
当分人心ニ不相合之取扱之程ヶ月之
内と申ニ以不及、従今後ニ三ヶ月又者ヶ月
之内ニ而可申者、程ニ之程ヶ月内之定人

於右者人心動揺之端を発し不可然ニ深
く憂候ニ付、三ヶ月後ゟ聞取候様有之
候ニ付此旨申達候
一 御趣意解仕候得共、京都ニ今後
委任ニ有之候ニ付、遂仕候迄、実ニ尚
変革仕候ニ付又（後日）私共ニも相合候様
右同様決心ニ中ニ而候、程ニ而候権
定仕候も無余儀事ニ此段之様ニ而御
座候事ニ候

一 右出入之儀ハ、可調判いたし候
出入不和合之儀ハ双方済判を遂け
不申候ハゝ双方承知出入中法申候得共
許ニ而日限廿日を以テ人心和合候
リ候ハゝ不当罪ニ付出入之千ケ月限有之候
も当月ニ而久敷有之候人心ニ而和合申候
杖強而出来申ニ而候
一 何分和談之千ケ月之限ニ総直
ニ而難出来候ニ付落着之願草
稿之通ニ而相直可申支度旋仕候
可申上候以書付奉願候
尤右書付之趣一統
御願申上候得共左様
可仕之処是以書付を願申候
候事ニ難相成候之千ケ月限取
以下取扱書付ニ以ハ今日上書付
願申上候与申上候趣承知
願日ニ而総直以テ相直之申候

一 右條約ニ於ゐて何條約ニ適當
交易仕候例も有之候得共何条約も本
条約同様之事ニ候
一 前御年務被致候ニ付談判之節
条約之上ニ於ゐて交易致候
之儀ハ何ヶ年之後ニ而も可仕候得共
得と見極之上御國法調判之上決
以之一應熟考之上ニ而談判有之ハ
年弁ニ條約仕度且御談判有

之御改革務定ニ付而者仕候
難出来候ニ付前以振合承候ハ
一 右之儀者申上候趣ハ當節一應人心
不致合ニ付追々要旨可解御
居候得共不常々申上候之一致後右之申
以存候ニ者中ニ而得と失是熟考
致有之候也ニ候
一 年務定相立候間合中ニも申上候
差存中ニも追而年々御何分も

座頭惣検校並ニ

一 右検校遣之ち座頭遣シ候年限ハ二十ヶ月限ニ候
其外者下中ち惣検校ゟ何分ニ候
一 此之者御改ニ付寄宗半官被仰付
合御下知ニ付以半紙以下寺鳥羽寺
意検校ハ寺ニ半官被仰付候上
召出之者共被仰付候此段之儀相違無之
此度右者被仰付中ニ付先此度之
座頭検校条ニ付御法度申上候事

座頭

一 松井(?)之者今検校ニ付而右趣ニ而
此段之字御座候何分ニ御座候段ニ付
検校中之

一 右検校之者右被仰付候ハ二十四ヶ月限ニ而
御条約ニ相成御座候之ハ候条約ニ以而
検校之者御下し候上二十四ヶ月限ニ付
御条約以被仰付以右検校被仰付候所
申上候

一 夫ニ而之名乗御尋之上ハ可申出候

一 右振之法律ニ依而江戸ニ於テ本
條約ニ照シ相違無之ハ別
ケ条ニ何月何日より施行可致し
之猶ニ於而法律ニ依而年
存ニ付当之月数ニ依而
御座候

一 右件之当人何ケ月ニ而可存候ハ

一 決定後ニ而可存書十二年四ケ月相成申

八百六十三年第一月一日ヨリ施行して
従ふ書載可相存候

一 右振者未ニ付可相違無之候

一 此条ハ其文之決定之施行ニ付之議
法律ニ依而除限之法ニ依而以テ之定
法ニ於テ決定御座候

一 妻従之者意議之上確定之年来ニ而可申
此条之年限ニ而相存候

一 此条約而江戸ニ於テ可相当之候

然し上候條約書ハ千八百七十三
年第一月一日施行有之候
心得可有之候

一 承知いたし候

一 ミニストル此度帰国致し度ニ付隔日ニ度候
以て拙者より承知致し候間此段御座候

一 承知致候

此方被例ニ出し候ニ付合

一 言上承候處謄文差出し可申候

差し遣し候様致度候

一 両国之条約之方式今般為取替之上二ケ年ニ出し候ニ付
外ミニストル方より談判之方一然
ニ存候旨両国之間ニ付御方之
文書取替外国之者より締結有之
候ニ付ハルリス氏中
談判日本上候

一 外国之事務省ニ而取替候次第

有之候ハヽ右ニ是迄之通擬作振出候事
之趣を以候ニ付文中擱截候ニ相
成候ニ付右取扱方擱キ置候土条々
加リ候得共右之儀ニ而相当之為ニ付候
直ニ相成候也

税則第四類此ケ条々税則ニ而不用
右ハ条約之中

一 税則七則之来ハ軍用之品ニ而日本
政府之外他人ニ而売ニ売るべし候

加日而候

一 条約以前之ハ候

一 税則中ニ当ル阿片日本ヘ輸入之儀
ハ持渡リ難し外国人ハ穀物等を
陸揚せざる時ニ故障あり不申候
輸出入之節ニ而も此之通仕候
相定置候

一 右之箇条外国之人ニ而此英吉利人之
相当之儀并右之儀ハ銭を以取計候

一 いつれの年ニ而も陸揚高ニ相成候
節者丈夫ニ取立候荷物ニ
而も卸故障ニ相成候ハヽ不宜候ニ
付候得ハ

一 俵拵之儀ハ陸揚高ニ而年々別段之
者有之候節ハ近年合申付ル相成
候様可申付候

一 強ク中立候節ハ無之候様ニ而
条々相成候所書出候所可相成候

一 仕方之儀ハ兼而文言取調仕候
様之陸揚高ニ穀物ハ毎ゟ輸出
不致様ニ心得方写置可申
候様申付候

一 右之ハ無之候ニ付穀物相検相改
ハ四季ニ月々ニ而右ニ付之もの以下例ニ
準し可仕候事

一 外角斗利ニ而取調仕候上ハ
其段相伺候上ニ而取計可申候

奉存候

一　右書出類之各寺ゟ振合之儀ニ而者不
ゟ差出之出入下札相顕其之儀無御
座候ニ付其條ニ相成候各寺之振之而
振之儀ニ付無案躰等有之候

此ヶ条書面ニ而不存候

一　右振出候之書面之謄リ入御覧
候得共

一

一覧可被下候

一　明日条約書翰稿案合候而者
高山多吉郎方ヘ趣申極候処

一　条約明日差出候付大君御用立候処
篤と熟候之處何れ申聞候旨被成候

一　条約被仰出候付上書差越候
条約案合之様差越可申事

一　明日条約稿案合相成候而文書之御
りハ有之儀ニ付而相済候方ニ付申越之
篤と存之候相成候事越候

一　右様被仰候ハヽ乗船書和文之
方ハ通事[illegible]文ニ通候也、未出来候
様[illegible]候得共何日ニ而調判之上差
出申候

一　堤今日十日ニ出立不申候ヘハ右之[illegible]
ニ而出船不申与存候

一　一番船今日ゟ一月之日ニ而
堤今十二日[illegible]十五日調判仕候

一　[illegible]無之候ヘハ被成[illegible]操候[illegible]
[illegible]

日限之調判相済候ハヽ[illegible]

一　十五日ニ調判ハ相済候上ニ而出帆可
[illegible]而写道日本[illegible]及[illegible]判
候[illegible]国人[illegible]日[illegible]候[illegible]調
[illegible]候

一　[illegible]仕候後日ニ而書[illegible]申上候

九番

申
十一月廿五日ニ届出

千八百六十一年第一月四日江戸孛漏生使臣
翰ニ移ス

昨年十二月廿四日の会合ニ於て条ニ孛漏生へ係
関せる諸條約本書を成るへきまて延引し且始ハ
孛漏生ニてプロマチイキアゲントを江戸ニ差置く事を
我政府ニ請求すへき旨を書を以て貴下ニ
證せしと請ひ給へり
来年より千八百六十三年第一月一日ニ至りて始めて

條約を取行ふべき由を條約中に書載へとの
求めに余も是に同意せり○此定にて條
約本書の取替せを早くとも晩くとも更に関
せざるところなし仮令も之によりて安心と雖ども
ジプロマチーキアゲントの事に就くて余学滴生
王家摂政に日本の事情を説明しジプロマチ
イキアゲントも全く止を得ざることにて而て
始めて江戸に送らんことを王家摂政に請ふ
可きを聞く得たり○余思ふに学滴生王家

摂政も必ず日本政府の求めに應じ條約を
施行せしめ後二三年を過ぎ江戸に送る可き
ジプロマチイキアゲントを職を撰擧せさるべし
此の如く余が台下の備へる所の事を悉くなし
且條約商議にあたても日本政府に規條を見
さんと余が深く志せる所を見しならん而て
余が台下も又同様に規條の説を無くことを
希へり○横濱にトオヘレ「テイウジ」と云へる
二名学滴生及ひ学滴生ならざる四五名の

独逸人居住せり長崎にて孛漏生人義名
未住せるや余之を知らん余長崎に在しなれハ
速に之を知るべし〇合衆国余に此後も孛漏生之
を此国に留住せることを許し他の独逸人も善
く之を取扱ふ可事を頼しなり故に余合衆国右件
を記せる書を送らんことを頼ふ

第一　独逸人日本に住せる孛漏生人之
其地に居住し孛漏生コンシユルの職を
攝奉せるまでは他国のコンシユルの衛

護を受べく可き事

第二　孛漏生人に下せる他の独逸人之
日本に在る前六ヶ月の間は之を許
其間は他のコンシユルの保護を受べき
事

昨年十二月廿九日余より送れる書翰に合衆国
よりて四名を帝へ謁見せず〇余の條約草
案中載たる諸国と本国条約の條約を拡め
日本の為に大に善なることを合衆国深く思ひ

旅行之幸と存ふ若此旅宿を保護を請ふ事あらハ
台下能く畏敷事に任せる様送人を安全に此地
より為任せしむべし　此段敬白
外国事務宰相
安政第二号台下江呈ス
ガラーフ　ファン　オイレンブユルグ　手記
ハ　セ　イ　ヒユースケン　訳

第拾弐

一　申十二月十八日於接遇所村垣淡路守ゟ普魯西
見川長申常擄之事使節江申諭之写

一　過日旅宿ニ而饗応有之中被招候ニ付
手続ニ而夜ハ九ツ時過より帰館之途中不慮之
中大変ニ逢通弁翌日ニ至り死去致候事
御知同人之念ニ越候趣ニ付尚又
申入候儀有之ニ付御面会申入候

一　下手人之儀

一　右之趣ハ此度差越候筈之文言ニ而
其何分不可然別紙右之振方
改メ候得ハ無之候得共是迄通り
新規之而取扱振談判ニ而被仰付候ニ
御見込而取合ニ而此度書面之趣ニ而
極候右ハ此方ゟ申立候ヒユースケン
ニ而談し候ハヽ此文面通り書取候様
可致談判と奉存候　以上

此附箋書　書面之廉承知相成候

一　無量申ヨリ私儀ニ而動兵依此談
判中止ノ始一篇出帰候ニ付書面之
篇ハ帰し候也来年様之處
用捨候事

一　別紙之廉者一端之儀申出度
無之此度ヨリ下度談判之儀ニ而右之
取計方談判ニ而以前申ノ此取以御答候之
筈ニ候

一　此段談判ニ付委細之者ニ而其文

御之儀ニ付御沙汰振之次第
段々無之ニ付早此上者猶更
無之旨可被申聞

一 此外下ケ札之文言ニ付此節者追而
之儀振ニ有之候

一 右御沙汰振方之儀ニ付承知之人
修理面ニ難渋之旨相掛ケ有之候間
其余之儀有之候ハヽ勘定所之内ニ
而出之節諸向調之上ニ而申上候

一 所ニ通リ勘定之儀条目頭取ニ而申
篇之記載有之候ニ付右役方ニ而仕法
之通取扱申ニ有之候

一 右ニ付而承知之上私共ゟ書付
入御覧申上候様御沙汰申上候

一 右振之通取扱候

此附書付差出

一 條目面前御證据之ニ而
右之通リ金銭之申上候

一 包ミ之内禁制之品物有之候ハヽ運
上所吏人思ふ儘ニ其品物ヲ取押
へ置可申　然る上ニ申出候
其上ニ而満生コンシユル告知
可申

一 輸出入之品ハ其位ヲ見積り其品取押へ
置可申　或ハ評直ニ而其価ヲ
請取候ハヽ其中より払可申
可申

一 條約中輸出入品ハ政府ニ而定メ候目
録書載も有之定ハ別ニ是ヲ取極
置へく候

一 政府ニ而定メ候書載も有之候ハヽ右政府
之法を許容いたし候

一 條約中輸出入之品ハ仮御陸揚ケニ而文書
ニ有之候ハヽ何れも中其文其総
括いたし之通り揚ケ候者有之候

一 總括文書ニ而政府ニ而申立之趣ニ可申

此場合ニハ出遊中私ゟ若出来
候節案文篇ニ悪く前ニ而書
此方法ニ而案文ニ篇ニ而一ニ差加ヘ宜
此稿ニ有之儀ハ随紙ニ而書之写稿ニ
認候ニ付尚文様ハ無事案紙ニ綴て可差出
此稿ハ不仕候

一 何ニ而も格別ニ認メ差出候ハ其年之事件ニ而
之ニ而文政之年号ニ而年中ニ字ハ書入
申候ニ而其年ニ而有之ニ先ツ書候事ニ御座候

一 右ニ付而ハ其日迠ニ差出候様被仰付
見合候時ニハ私押ヘ不申候ヘし相違无
之事ニ而も其写編集ハ可差出候様ニ而
告知致候ニ付認可申候

一 書上ケ候分ハ相渡し可申候事ニ候

一 此分年々毎ニ番号書上ケ候儀ニ御座候
前通り書稿之内之一條ニ付相認候儀
書掛ニ相成候ハ別紙之通ニ而ハ

一 前通り書稿之内ニ而も旧盟候節ハ可致

一 府評議中立候ハヽ一通ニモコニヒエニテヒアゲント為致直
方之義ニ付評議中立候書翰之義ハ右之通
とも此方ニ而右之通書ニ而為致可申候
一 右一通酒税之義ニ付為差出候書
翰有之候
一 又当時評定所出候書翰之内事務掌中
之一覧之趣ニ而凡右之内ニも條約并税之
要件を掌り居候事ニ付今ニ以定し候を酒
税被揚税之事ニ限り事務掌中評中

之ニ付而ハ必何とも評議之上事務掌中ニ而可相
之趣評中申候
一 且法定以前ニ而ハ事ニ付法律ニ而有之
法評決中ニ付異議之義ハ皆之以為右執
事務掌中ニ而法ヲ其中ニ上ハ異事ニ法度ハ
一 且法定以前ニハ廉を撰ミ評中ニ而義
を無之申出候條約之役所ニ而限定
決判ニ而論ニ相役所之文書議定ニ而義も
有之ニ付ても皆久此経人心ニ合候

候ニ付警護之人数ましニ差出候得共
場合ニ寄事実ニ行止候儀も有之且又自
然法則ニ違候ハ法ニ触レ候事ニ付
事ニ有之候

一 酒ニ酔候時之挙動ハ有之候得共條約
面ニ明白ニ記載致シ候ニ付事実ニ可有之
まり此度委任之此方ニ而法則ヲ立
候得共大抵之所ニ而右事件ニ可及
且事情有之一條之事情手続等

おゐて右法ニ而取締之儀可致旨申達
まり此度之書中ニ申以申上候儀ニ
此法律之

一 前書之我方ニ付之候處書中ニ有之右
条約掟之儀ハ其人之様成ものニ付
改正有之且此規則之儀ハ右相論并ニ又
事件等ハ事情可解ニ而取調之上是
迄各国條約之趣ニ有之掟敷相違
此ノ中申出ニ不得止事ニ而事件條約面

右五ヶ年之積ニ而夫々相極候諸事変
革之筆者ニ而先々記載有之候得共
右御使者より酒税之義ニ付申出候
者共之様ニも右之趣を以テ相取計及候
右之次第申出候ニ付書類筆写等
より夫々別段返書有之候様相済候

一 蒸組候

一 條約證之義ハ千八百六十二年
第一月一日より施行可相成候筈ニ而右條
約書之義者以前ニ取極候而
候

一 此条ハ十七条ニ至り十八ヶ月ニ
雖然候得共難会出来候編成
可仕候

拾弐番

申 十二月四日差出

千八百六十一年第一月十三日江戸寄住
居館ニて
江戸ノ外国事務宰相并
安藤対馬守殿閣下ニ呈ス
余謹んて去ル十二月十日附の閣下の書翰を落手
しなり○右の書翰中ニ日本の民心穏ならさ
さるニ就テ獨逸ノ和親国四ヲ請問并ニ
大侯爵国メクレンビユルグシウエリン及ひメク

レンビユルグストレリイッツ」及ひ不隷信（ハンセステーデン）国之国と
條約を取結ぶ事となし雖とも未た之を承進へたり
○余右の諸国よりも事を借ゐず候とも之に
より其諸国等承引せさる事となく速に一
二の使節を此地に送るへしと思へり○台下
日本の政府にて数年の後におゐて右の諸国
と條約を取結ばんと欲せさるに付余を
に遣したるや○若し台下右の延期を
許り長くなさずして漸く五ヶ年となし

結べハ勝くして右の諸国ハ之に由て満足す
其自国の使節を此地に送らずして其様
孛漏生のコヂプロマチーキアゲントを以て其
條約を取結ばんと望むなるへし
台下第一月四日附の余が書翰にいふ如く若し
書を結べハ余速に日本と孛漏生との條約
に調印を致し記すへき用意あり
余主国の権限なる事ハ台下より
大君殿下に给せる条約を速に日本に渡しぬるを

旋へる故ニ何卒外国奉行ゟ来月十五日申ニ
火曜日我十二月廿五日より其品受取度事ご座候と
存候ニ付此段申上候　恐惶謹白
ガラーフジユエユレンビユルグ　手記
リセイ　ヒユースケン　訳

第拾三

申十二月五日　赤羽接遇所村垣淡路守殿ゟ
孛漏生使節ゟ蘭語之内

一　右書翰之中孛漏生人神奈川ニ在住
之義ニ付使節之事務執政ゟ談判致
御名代ニ付同所ニ罷越候事を
承候処いまだ右調ニ相成申間敷ニ
御座候由ニ候
一　此程中亡命通り右返翰差出候

右之條約調印之上ハ存寄之通早速
神奈川表ニ而調候趣申出しは
相好候答し有之候ハ相成候様御取計可被成
旨申渡候

一 承知いたし候ハ右書翰中ニ有之候通
人ニ而日本人ニ英吉利人之事ニ而申聞
御国コンシユルより申出候趣ハ射候
紀し方いたし候ハ尚又追而申達候
趣ニ而承知致候ニ付使節より英國

ミニストルニ寫而読候ニ付可申
出者人之方者最早引拂候ニ
義ニ候ハ

一 私申上候通ハ御尤之事ニ而右之
人を指し申上候ニ付而ハ夫迄之
御来ニ而ハ唯今ハ学漏生人之格別
之儀を以て假令條約施行前
ニ候とも英國之方ニ相成候
事ニ有之候

一 右ニ付而ハ以後ニ至候而ハ此方ニ而も神奈
川ニ官吏差置、人居留ニ相成候事ニ付、其ゟ
済候 使節より新ニ差立候事ニ而承知
方ニ而以書面被申立候様 相願候

一 他国之者ニ而も御役所越居留致度
覚悟之者ハ御評議之上付候條約
請取ニ相成候ハヽ格別之廉を以
御許容相成候様 申述候ニ付 御評議被成候旨
之以下去候之処 如何之 右御聞済方

異存無之候

一 日本文條約清書ハ何頃ニ而出来
可申哉

一 右之蘭文を読候而 其を其之以而和文
を取調候事ニ而、いまた出来不申旨、其条
文を致候而、其を和文蘭文ニ而取調致ス
之筈ニ候、突合セ和おゐて和蘭之以付
今日右突合之廉ニ而御談判以可申候
一 右相済候ハヽ 右蘭文持参致候旨

之為外

此時案文差出し可申哉と上ル

以ケ之口案内之儀引合度旨承置

と申論

一 右様書面ニ付候ハヽ私文ニ而照合よろしく候

哉

一 事之別中歳暮之文字書省キ候

致候

一 是ニ而様書省候

一 右様之儀ハ私文ニ而可申様ニ候得共右ニ

且各々條御而候書文奥書ニ而有之

以運様ニ而候得合ニ而有之ニ而候之の

御了簡此節認加以可致書除候様

致候

一 高ハ此後毎之事御判以御申入度

極最早清書ニ而御認メ有之加

全ク書除候御様書様只案文

之内続き候様可致候

一 此外和文之稽古并文章之儀ハ以前此稽古
読出翻訳事ニ而ハ以心得之者
無之ニ付候而ハ家中学之通リ右改而
相成候ハヽ追々此事必入右様相成候
事ニ候

一 既ニ清書ニハ取調候趣ヲ以事成
全ク右除候訳ニ而稽古未熟之
内続古語ヲ哉ニ書文相成候
哉

此時多吉郎ヨリヒユースケンニ引合ハ
外国ニ而ハ文字者古文ニ而ハ言語を
主とし候儀ニ有之哉之趣ニ而和文之方
言語を主と相成候へ

拾番

申
十二月九日差出

千八百七十二年第一月十八日江戸停泊中於テ
献言
外国事務足下ニ呈ス
足下前月十五日の会話ニ於て條約の清書を
前月二十日迄ニ出来上るへしと約せり
セーヌエキセルレンシーデヘールガラーフエウレンビユルグ
條約ニ名記する等ニ案文の清書を最早精
密ニ校合せんため願しけるを以て余をして

足下之通辭官森山多吉郎居所ニ而申達す
華文之御書翰ハ未タ箱根ニ而取扱ひしめ候ニ付
ことも聢與聽ニ而被申出候儀否
然るニ右旅之書記官
ピーセン
跡彼談合之上精々取扱ひ及候ニ付返翰ふ以て申上候事

廿九

申十二月十一日對馬守殿御宅於て對州ゟ被申談
ハルリスゟ之對話之内

一 書簡之儀者先達而御請ニ相成候ニ付
一 筆ニ而御請申上候事ニ而可然
一 混乱之ヶ所ニ而有之候ハヽ得と見究候上ニ而申上可
申ハ
一 右ニ付是非急速ニ御取計有之候様ニ而致度候

庚申

一 当港生金銀之有無并私取引之周旋致し
候義ニ而能及候段アールコツク并江何ら
頼み置候様承り度候得共

第十四

申十二月十三日於横浜運上所（朱：村垣淡路守）村垣淡路守出張
高井岩見守一学当局生之淡路守面会之上

一 條約面相違之義有之候事務執政ヘ
二ヶ条之内相来中公使ヘ事務執政
ヨリ之デプロマテーキアゲントも右
趣之事を延し候者是迄出生
ヘ相成り無之旋て致文相成り候ヘ
條約破り候得とも改め候

来ル廿一日居候常満生人ニ
法事之儀ニ付御経料并
之候右事般若執行致し法事
之候就而常満生人ニ
條猶談シ申候處従是可申
事を清書致し差上申候
法様之右常満生人の事ニ付
其様ニ而踏之為何様
其事方ニ而者可被成候

一
一 以之通事般若執行ニ付申候
一 承知仕候

九番

申
十二月十三日ニ至

孛漏生特派全権ミニストル
エキセルレンシー
ガラーフフヲンヲイレンビルグへ

貴國去月四日附之書翰落手致披閲候
十二月廿四日会談之御談判及ひ候條約
書簡之趣期限并貴国チブロマチーキアゲント
を我都府に在留一方可成丈未年を以為差
談判及ひ一事を旨承知致候貴国王家

梅段と建議致させ候との趣并申越厚志
之段忝く感衝ニ存候、横濱居留商人ニ而
英国人并独逸人之相渡方之儀付申越候
何れも當話之節承知致し居候、右相渡方
右も神奈川奉行ゟ申上候ニ而探索為致候処、先ニ而
来書中ニ申越され候人数名前とも英国ニ而
信偽無之ニ付、是を猶其方ゟ而も委細お問合
之申越候様いたし度、此段相答候、謹言

万延元申年十二月十三日

久世大和守

安藤対馬守

第十五

申十二月十四日於揖斐御役所村垣淡路守竹本図書頭
墨利加合衆国使節応対話之内

一 今日ハ條約書之調判可致趣ニ付淡路守ゟ
申出候処今度当艦ニ而調印致し度一寸使節
ニ面会一ツ調印此度も御座候得ハ出来
之節ハ彼是ト行違ニ可成候得共

一 昨夜も当艦ニ而此者ゟ申越
此者共ゟ相願候段淡路守承

出宅近傍ニ而失火之節ハ定之通出
案事ハ不及申本城ハ勿論候
遊徒ハ所ニ而ハ聞合次第
ニハ出候様留守早出張方肝煎
出候ニ付而も及申合候

一 足軽組保護之事
大君より御下命之節ハ出張之事
勝手之儀ハ不及心得違無之様申遣之
足軽共ニ而判断可為致事

一 條約調判首尾能相済目出度存
候猶此上之儀御依頼申候
敬白
大君より足下へ申達之国家之通宜
相有之候ハ何卒御取計下候

條約各通ニ花押 以上

一 雖有以来何之不都合向
来此度ニ付而ハ何分宜御頼申候
此段此上ニ申上置度候也

手紙持参之節御渡し候様
可被成候

拾四番

申十二月十四日ニ差出

字漏生特派公使全権ミニストル
エキセレンシー
ガラーフフアンオイレンブユルグに
我十二月十四日附之書簡ニ答へ貴国第一月十三日
附を以て之を識申し書簡落手せり独逸
同盟各邦之為ニ而條約を結ぶの協議
ニ及ばざれハ各使節を遣るの手続ニ至るべき
旨なりニ付結ぶべき数を制して許容を以て各国

通達せしむ都合よく申しつくべき旨紙面之申越と
是も甚多事中なれども大切之事件と存
すべき筋に付右にも古名国とも条約を結び信義
を結び度旨申して伯林使節をも殊に挙は
相ふまとも重務之筋之詮判に浴し度候等て
去しかくに於てハ在留の事情も詳しく委細通
達之上執定まし其他第一百四ヶ所之書
面に基き貴国と委細領承せしむへき
事し其意之周旋頼度儀にして候哉

大君殿下之威徳により此段を貴殿に報し
申し述べ候之に依て右通書此段に拝呈候
万延元年申十二月十四日
久世大和守
安藤対馬守

拾四番

申
十二月大八日[illegible]

千八百六十一年第一月二十六日江戸[illegible]
住居館ニ於て
外国事務宰相
久世大和守
安藤対馬守　両閣下ニ呈ス
余謹テ十二月十三日並ニ十二月十四日の閣下の書簡
を落手せり○其十二月十三日の書簡ニ於て余新ニ
より返書を呈たべーマーイエステイト

大君之仁恵を以て余使並ニ艦の書記官近侍及び
船将ニ許多の饋物を賜りたり
余台下より右の謝儀をマーイエステイト
大君ニ表し給らんことを祈る
台下奉行を以て余ニ告らるゝ懇篤にして
復て余と面晤することを能はざるを以てするが故
余書翰ニて台下ニ離別せり
余台下ニ無ニ根ニ於て余を饗応せしめることを
常ニ厚く台下ニ謝す而して日本と其国との親睦

之條約ニ定めし如く唯ニ紙上ニ存せるのミならず
事実ニ於ても施行せられんことを望めり
余台下の幸福と長命とを祈り又台下余ニ
記念を留め給らんことを祈る恐惶謹言

ガラーフツオイレンビユルグ　手記

拾弐番

申十二月廿九日差出

千八百六十一年第一月八日孛漏生使臣館より

外国事務宰相

安藤対馬守殿ニ呈ス

第十二月二十四日の會合の節閣下ニ余孛漏生王家の摂政ニ在るマーイエスティト大君への書翰を齎らせしことを閣下ニ言上せり○余又其節要する叙を以くマーイエスティト

大君ニ其書簡を手渡する為め格別の謁見
を許せられんことを願ひたり
余今新ニ書簡を呈し之を願ふ○余マーイエステイト
大君之親睦ノ通信貿易の條約を締結し
国王之の名代として謁せしむる業と其國主の
書簡を呈する手渡せる事とを許容し給
ひしことを拒まざるべきを信じ○是故ニ
余は台下の此事を難と云ふ處なしと之を悟
之とあらせらるべきを信ず○余尚唯お謁を務
めて速ニ許せらるべきを願ふ也是亦余
今台下の知り給へる如く既ニ江戸ニ四個月
滞留し且我職務を遂げるの時を待たるを
以てなり　謹言敬白

ガラーフヅオイレンヒュルグ　手記

ハセイ　ヒユースケン　訳

申 十二月八日云々

孛漏生特派公使全権ミニストル

エキセルレンシー

ガラーフフランエイレンビュルク江

貴国去ル一月八日附ニて書翰差出せり 其国王家据

政よりノ書翰ニ添為方有哉

大君ニ謁見ニ及ひ并條約を願出せり 右之趣

懇親交ニ結ひ盛大之禮典あるニおゐてハ 此方ニおゐても

国より欲せる處ニ有之候とも 是迄西洋各国と條約之節

中絶せし如く本城に移り　御ゆるし後一年く
府にて本意成して期するにおよばざれバ即今其屋に
府しかれバ諸役全く取掃止ミするところ故相成て
帰するにも能はざれど本意成して期を待ちまいらんより
外なかるべし　右の書翰談して弁中絶せし
旅にも未だ篤と熟しえざれども別に書易
にて為し置きもはかりたく此段書翰十分要
詳に

萬延元年申十二月八日

安藤對馬守

申
十二月十日差越ス

千八百六十一年第一月十九日江戸在留佐亞敏
より

江戸外国事務宰相

久世大和守

安藤對馬守　各々閣下に呈す

余十二月八日附の閣下の書翰を落手せり余
大君殿下に拝謁するの策をば止めざることを甚く
余が心を痛ましむ

余椿阪公子ニ与ヘしの書籍を自ら
大君殿下ニ手渡しするより他人ニ手渡し出来
ざる能はざるが故ニ再ひ其書簡を持ち帰りて
出来ざるニ付閣下ニ返上へし此段敬白
ガラーフジユヱウレンビユルグ

返書ニ付返翰也とぞ

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan